

**【国土交通省】令和6年度補正予算
被害者保護増進等事業費補助金(事故防止対策支援推進事業)概要一覧**

令和7年5月9日現在

先進安全自動車 (ASV)の導入に対する支援	予 算	被害者保護増進等事業費補助金令和6年度補正予算：2.3億円の内数	
	対象装置	車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る） ※国土交通省が認定している装置を、車両総重量8トン以上のトラックに後付けした場合に限る。	
	補助額	導入費用の 1/2、1車両あたり上限5万円	
	申請期間	令和7年5月8日(木)10:00～令和8年1月30日(金)17:00（先着順、予算がなくなり次第終了）	
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 優先採択を希望する事業者のみ、申請を行う年度の事業年度または暦年において給与総額を対前年度比1.5%以上増加させる旨に従業員に表明するとともに賃上げ実績を示す書類を提出すること	
運行管理の高度化に 対する支援	予算	被害者保護増進等事業費補助金令和6年度補正予算：2.3億円の内数	
	対象機器	①国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計 ② " デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む）	
	補助額	①デジタル式運行記録計 車載器本体 1/2(1台あたり上限 3 万円) 事業所用機器 1/2(1 台あたり上限10万円) ②一体型 車載器本体 1/2(1台あたり上限 4 万円) 事業所用機器 1/2(1 台あたり上限 1 3万円) ③通信機能付一体型 車載器本体 1/2(1台あたり上限 1 0 万円) 事業所用機器 1/2(1 台あたり上限 1 3万円) 1 事業者あたり上限：80万円 （2回以上申請する場合を除き、通信機能付一体型の車載器を含めて購入した場合は、上限120万円）	
	申請期間	令和7年5月8日(木)10:00～令和7年7月31日(木)17:00（先着順、予算がなくなり次第終了） （いずれも令和6年4月1日から令和7年7月31日までの導入が対象）	
	その他条件等	中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下） 過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 申請時点において、保有車両台数10両未満であること 申請時点において、デジタル式運行記録計またはデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型を導入していない事業用自動車の装着すること ※過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器（支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。）が設置されている、又は設置されていた自動車を除く 優先採択を希望する事業者のみ、申請を行う年度の事業年度または暦年において給与総額を対前年度比1.5%以上増加させる旨に従業員に表明するとともに賃上げ実績を示す書類を提出すること	
【申請先】TOPPAN 株式会社 申請ポータルサイト	https://hogo-zoushin-r6h.jp/ ※上記サイトから申請システムの利用者情報登録を行い申請		国土交通省報道発表ページ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000699.html